

学童保育室の運営形態について

1 民間活力導入の方向性について

学童保育室における課題への対応については、直営による対応では困難であることから、民間活力を導入することによって対応することを目指します。

学童保育室において民間活力を導入するにあたって、包括的な管理運営を委ねる指定管理者制度では、指定管理者が運営する学童保育室と、直営の学童保育室において、施設管理や学童保育料の徴収方法、入室児童の申込みや決定に差異が生じます。

一方、業務委託では、学童保育室の施設管理や学童保育料の徴収、入室児童の決定は市が行うため、委託した学童保育室と、直営の学童保育室に差異は生じません。

よって、施設管理や学童保育料の徴収方法、入室の決定に差異が生じない業務委託により行うこととし、公設公営を基本として一部の施設で公設民営とすることとします。

2 民間業務委託の効果

- ①民間事業者が有する幅広い知識や経験を公設公営の学童保育室に取り入れ、支援員の知識の向上、育成支援の質の向上を図ります。また、民営の学童保育室との合同研修会や相互の情報交換により、サービスの向上を図ります。
- ②一部の施設を民間委託することにより、人員を集約し、現在の職員の欠員を解消するとともに、職員の労働環境を改善します。
- ③今後の需要の高まりに伴う支援数増加に対応し、待機児童を解消します。

【参考】 先進都市の取り組み及び近隣市の民間委託の状況

市が視察により研究を行っている先進都市及び近隣市では下記のとおりすでに業務委託等による民間活力を導入しており、安定的な運営とともに、学童保育の更なる質の向上を実現しています。なお、県内各市でも様々な形で学童保育室の運営に民間活力を導入しており、令和2年1月現在で公設公営のみで運営している市は県内で2市（入間市含む）となっています。

①A.M.I学童保育センター（岡山市）

- ・「純度 100%の学童保育」として、放課後の子どもたちの普段の生活を「本当の学び」に変えている。
- ・障害の有無に関係なく分け隔てのない保育（インクルージョン保育）を実施している。
- ・PDSAノート、ほっとニュース、学びアセスメントシートを活用。
- ・3年生以上の児童によるリーダー制、おやつ作り、一人ひとりの子どもの過ごし方等の記録を実施している。

②放課後NPOアフタースクール 上板橋第4小学校あいキッズ（板橋区）

- ・放課後子供教室との一体的な運営を実施し、地域人材の発掘を行い、様々な体験事業を提供している。
例：お茶屋さんに行ってお茶の入れ方を教わる、理容室に行きシャンプーの仕方を教わる等
- ・ピークタイムに合わせた職員配置や大学生の活用等の方策により、多くの若い力が活躍している。
- ・放課後活動の重要性を捉え、放課後NPOアフタースクール側から様々な提案をしている。

③近隣市の導入状況

表2-1 近隣市の運営形態（令和2年1月現在 青少年課聞き取り調査）

	支援単位数	（内 訳）			
		公設公営	公設民営	うち指定管理	民設民営
入間市	26	26	0	0	0
所沢市	59	0	53	53	6
狭山市	41	22	18	18	1
飯能市	19	0	16	0	3
日高市	19	0	13	0	6

3 民間業務委託導入の内容について

- (1) 実施開始年月日（予定）
令和3年4月1日から段階的に行う
- (2) 委託期間
3～5年間で検討（学童保育室の安定的な運営を図るため、長期継続契約とする。）
- (3) 委託業務範囲
学童保育室において行う運営業務全般（施設の管理、保育料の徴収は除く）
受託した施設の支援員等の雇用
- (4) 受託者の選定方法
事業者及び業務内容の審査が可能であるプロポーザル方式とする。
- (5) 民間委託支援数

表2-2 委託支援数

委託開始日	支援数
令和3年4月1日	2
令和4年4月1日	3

4 民間委託実施施設

原則として、学校施設とは別となっている施設を検討することとする。

5 委託後の職員の配置

表2-4 委託後の放課後児童支援員・補助員の状況（令和6年度）

	施設名	確保の内容	支援数	職員の配置基準	
				支援員	補助員
1	豊岡学童保育室	80人	2	6人	4人
2	藤沢学童保育室	52人	2	4人	1人
3	西武学童保育室	40人	1	3人	2人
4	西武第二学童保育室	40人	1	3人	2人
5	東金子学童保育室	80人	2	4人	1人
6	藤沢北学童保育室	120人	3	9人	6人
7	高倉学童保育室	40人	1	3人	2人
8	黒須学童保育室	80人	2	6人	4人
9	扇学童保育室	63人	2	4人	1人
10	扇第二学童保育室	48人	2	4人	1人
11	金子学童保育室	40人	1	3人	2人

今後の入間市立学童保育室の運営について 【別紙2 運営形態】

12	金子第二学童保育室	40人	1	3人	2人	令和2年4月現在		
13	狭山学童保育室	79人	2	4人	1人			
14	藤沢南学童保育室	40人	1	3人	2人			
15	藤沢南第二学童保育室	40人	1	3人	2人			
16	藤沢東学童保育室	66人	2	4人	1人			
17	藤沢東第二学童保育室	40人	1	3人	2人			
18	仏子学童保育室	47人	2	4人	1人		支援員	補助員
19	宮寺学童保育室	35人	1	3人	2人		60人	44人
20	新久学童保育室	40人	1	3人	2人		令和2年4月在籍のうち 令和6年度4月時 70歳未満の職員	
21	東町学童保育室	40人	1	3人	2人			
22	東町第二学童保育室	40人	1	3人	2人		支援員	補助員
合 計		1,190人	33	85人	45人		54人	38人

表2-5 民間委託した場合の配置

運営方法	確保の内容	支援数	職員の配置基準		合計
			支援員	補助員	
直営	990人	28	70人	35人	105人
民間委託	200人	5	15人	10人	25人
合 計	1,190人	33	85人	45人	130人

※ 令和2年度4月は支援員60人、補助員44人（計104人）ですが、令和6年4月は高齢により12人減り、支援員54人、補助員38人（計92人）となる見込みです。しかし様々な求人方法により28支援105人の職員を確保したいと考えます。また、補助員を支援員に任用できるよう、研修受講を啓発推進します。

これにより直営で28支援を、民間委託で5支援を行う見込みです。

欠員を生じない人員配置により、待機児童を解消するとともに、職場環境を改善し、質の高い育成支援を行います。